

# 臨床研究利益相反自己申告書の審査の流れ

新規申告用

研究代表者及び研究分担者

該当の倫理審査委員会担当事務  
(附属病院先端医療開発センター 又は 医薬保健系事務部総務課)

事前確認

臨床研究利益相反マネジメント委員会  
事前確認担当委員  
(委員会規程第3条1項の委員)

・モニタリング対象は、  
委員会審査省略  
(本部事務で管理)

利益相反審査が不要

利益相反審査が必要

倫理審査

該当の倫理審査委員会

- ・受託研究審査委員会
- ・臨床研究審査委員会
- ・臨床試験審査委員会
- ・医学倫理審査委員会
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析  
研究倫理審査委員会

(該当の倫理審査委員会担当事務)  
附属病院先端医療開発センター  
又は 医薬保健系事務部総務課

研究代表者及び研究分担者は、必要な対応をした上で、審査結果通知等を添えて、倫理審査を受ける

利益相反審査

臨床研究利益相反  
マネジメント委員会

本部事務

(臨床研究利益相反マネジメント委員会担当事務)  
研究推進部研究支援課

審査結果通知(写)の連絡

審査結果通知  
(意見書, 改善勧告, モニタリングの実施等)

研究代表者及び研究分担者